

学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点共同研究課題審査委員会規則

平成 22 年 4 月 7 日

拠点運営委員会議決

改正 平成 23 年 11 月 11 日

改正 平成 27 年 11 月 10 日

改正 平成 28 年 3 月 23 日

改正 令和 6 年 2 月 8 日

改正 令和 6 年 6 月 17 日

改正 令和 7 年 11 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点運営委員会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点共同研究課題審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審査委員会は、学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点（以下「情報基盤拠点」という。）が公募した共同研究について、次の事項を審議する。

- (1) 応募共同研究課題の審査に関する事項
- (2) 共同研究課題の実施に関する事項
- (3) 成果報告書の評価に関する事項
- (4) その他共同研究課題に関する事項

(組織)

第 3 条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報基盤拠点を構成する各研究施設（以下「構成拠点」という。）の教員 各 1 名
 - (2) 構成拠点の所属する大学以外の研究者
 - (3) 情報基盤拠点の長（以下「総括拠点長」という。）が必要と認めた者 若干名
- 2 構成拠点の所属する大学以外の委員の数は、審査委員会の委員総数の 2 分の 1 以上でなければならない。
- 3 第 2 条第 1 号に定める事項の審議を行う委員の総数の 2 分の 1 以上は、構成拠点の所属する大学以外の者でなければならない。
- 4 第 1 項の委員は、総括拠点長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員は原則として 2 年度分の課題の審査・評価を担当するものとし、その任期は、担当年度の直前の 1 月から担当年度の直後の 9 月までの 2 年 9 カ月とする。ただし、1 年単位での再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了直前の 1 月から 9 月の間においては、担当年度課題の評価に関する事項の審議にのみ参加する。

(委員長及び議事)

第 5 条 審査委員会に委員長を置き、総括拠点長が指名する。

- 2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 4 審査委員会は、委員（第4条3項の定めにより当該委員会における審議に参加しない委員を除く）の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 5 審査委員会の議事は、別に定める事項を除き出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（報告）

第6条 委員長は、その審議の経過及び結果を拠点運営委員会に報告するものとする。

（事務）

第7条 審査委員会の事務は、中核拠点の事務部において処理する。

- 2 各構成拠点の事務部は、中核拠点の事務部に協力する。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年11月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年11月4日から施行する。ただし、令和7年1月時点で着任していた委員の任期の取り扱いは、なお従前の例による。